

令和6年度三戸町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として浄化槽の設置工事及び汲み取り便槽又は単独浄化槽からの転換に伴う宅内配管工事に要する経費に対し、予算の範囲内で三戸町浄化槽設置整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l（日間平均）以下の機能を有する処理対象人員10人以下のものであって、全国浄化槽推進市町村協議会に登録されているものをいう。
- (2) 人槽 浄化槽の処理対象人員をいう。
- (3) 専用住宅等 専ら居住の用に供する建物又は居住の用に供する建物であって、居住の用以外の用に供する部分の床面積が当該建物の総床面積の2分の1未満であるものをいう。
- (4) 汲み取り便槽 トイレのし尿のみを便槽で貯留するものをいう。
- (5) 単独浄化槽 トイレの排水のみを処理するものをいう。
- (6) 宅内配管工事 浄化槽への流入管（便所、台所及び風呂等からの排水）、ますの設置及び浸透ます等までの放流管の設置に係る工事をいう。
- (7) 浄化槽設置届出書 法第5条第1項の規定により、浄化槽を設置する者が届出又は申請する書類をいう。
- (8) 審査 法第5条第2項又は第3項の規定により、青森県知事等が行う浄化槽の設置又は変更に関する審査をいう。
- (9) 申請者 補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (10) 補助事業者 第6条第2項の補助金の交付の決定を受けた者をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金は、三戸町内の下水道整備区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画区域）外の区域において、専用住宅等に新規に浄化槽を設置する場合に交付するものとする。ただし、下水道整備区域であっても、特別の事情により当分の間供用開始が見込めない区域については補助の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 審査を経ないで浄化槽を設置する場合
- (2) 専用住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない場合
- (3) 専用住宅等の販売又は賃貸の目的で浄化槽を設置する場合
- (4) 補助事業の期間内に浄化槽を設置することができない場合
- (5) 補助金交付決定前に浄化槽設置に着工（浄化槽設置工事）をした場合
- (6) 生活の本拠としない住宅に浄化槽を設置する場合
- (7) 浄化槽が設置された家屋の建て替え又は増築に伴い浄化槽を設置する場合
- (8) 既設浄化槽を更新又は改築する場合（災害に伴い必要となった場合を除く。）
- (9) 町に納付すべき債務に滞納がある場合

(10) その他町長が補助金の交付を不相当と認めた場合

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、浄化槽設置工事及び汲み取り便槽又は単独浄化槽からの転換に伴う宅内配管工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費額（その額が、次表の区分に応じ、それぞれの区分毎に定める限度額を超えるときは、当該限度額）とする。

区 分	限 度 額
5 人槽	390,000 円
6 ～ 7 人槽	474,000 円
8 ～ 10 人槽	660,000 円
転換に伴う宅内配管工事	300,000 円

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 人槽は、審査を完了した浄化槽設置届出書の写しに記載された人槽とする。

(交付申請等)

第6条 申請者は、当該補助金等交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他町長が必要と認める書類

① 審査を完了した浄化槽設置届出書の写し

② 設置場所の案内図、配置図及び平面図

③ 登録浄化槽管理票（C票）

④ 浄化槽設置工事費見積書（工事明細書を含む）の写し

⑤ 浄化槽登録証の写し

⑥ 浄化槽保証登録証

⑦ 工事監督員の浄化槽設備士免状の写し

⑧ 浄化槽の人槽の算定根拠

⑨ 借家の場合は貸主の承諾書

⑩ 下水道整備区域内においては、確約書（様式第4号）

⑪ 申請者が、三戸町以外に住所を有する場合は、移住に関する誓約書（様式第5号）、住民票謄本及び納税証明書

⑫ その他

- 2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は当該補助金交付決定通知書（様式第6号）により、不相当と認めた場合は当該補助金不交付通知書（様式第7号）により、申請者にそれぞれ通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において前条第1項の申請内容を変更するとき、又は補助事業を廃止しようとするときは、事業変更（廃止）申請書（様式第8号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日から1月を経過した日（前条の承認を受けた場合にあつて、当該承認の日から1月を経過した日が当該補助事業の完了の日から1月を経過した日より遅い場合は、当該承認を受けた日から1月を経過した日とする。）又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（様式第9号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業費精算書（様式第10号）

(2) 事業実績効果報告書（様式第11号）

(3) その他町長が必要と認めた書類

①浄化槽保守点検業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類

②浄化槽法定検査申込書の写し

③工事費の領収書の写し

④完成図面

⑤チェックリスト

⑥工事写真

⑦その他

2 町長は、前項の報告書の提出があつた場合は、浄化槽設置工事の検査及び報告書の内容の審査を行い、適当と認めた場合は、補助金の額を確定し、当該補助金の額の確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第9条 補助事業者は、補助金の額の確定後、当該補助金請求書（様式第13号）により補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があつた場合は、補助事業者に対し補助金を一括交付する。

(交付決定の取り消し)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

(2) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があつた場合

(3) この要綱又は補助金の交付の決定に付した条件に違反した場合

2 町長は、前項第2号又は第3号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合にあつて、既に補助金が交付されている場合は、補助金の返還を命ずることができる。

(水質検査)

第11条 補助事業者は、法第7条第1項及び第11条第1項の規定による水質検査を受けなければならない。

2 前項の水質検査を受けたときは、その結果を保管し、毎年の水質検査時に提示するものとする。

(維持管理)

第12条 補助事業者は、法第10条第1項に規定する保守点検及び清掃を行い、浄化槽の機能が正常に稼働するよう、適正に維持管理しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則
この要綱は、令和6年4月2日から施行する